



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)
号外第 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営ライフル射撃場管理規則 (12) (業務効率推進課) 3
	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (13) (消防防災課) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県営ライフル射撃場管理規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県営ライフル射撃場を知事の所管とすることに伴い、新たに規則で鳥取県営ライフル射撃場の管理に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県営ライフル射撃場は、猟銃・空気銃所持許可証を指定管理者に提示した場合等に限り利用許可を受けることができる。

(2) 県営ライフル射撃場において使用してはならない銃の種類を定める。

(3) 射撃を行う者は、猟銃・空気銃所持許可証を携帯し、請求があるときは提示しなければならないものとする。

(4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正を踏まえ、市町村における防災対策を促進するため、交付金の対象事業及び配分方法について見直しを行う。

2 規則の概要

(1) 対象事業に、県民運動の推進に関する事業を加える。

(2) 対象事業を3つに区分し、交付金の額は当該区分ごとに算定して合算すること（現行 全ての対象経費を合算して算定すること）とする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県営ライフル射撃場管理規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県営ライフル射撃場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場（以下「射撃場」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第7条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、射撃場において射撃を行う者（光線銃のみを使用する者を除く。以下同じ。）が交付を受けた銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第7条第1項の許可証を指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提示しなければならない。ただし、射撃場を専用利用する場合は、次に掲げる事項を記載した書類の提出に代えることができる。

(1) 射撃場において射撃を行う者の住所及び氏名

(2) 銃刀法第4条又は第6条の規定による許可の番号、年月日及び有効期間並びに銃の種類及び番号

2 指定管理者は、前項の規定に違反する者には、利用許可をしない。

(使用する銃の制限)

第3条 スモールボア・ライフル射撃場においてはライフル銃（口径5.6ミリメートルのへり打ちのものに限る。）以外の種類の銃を、エア・ライフル射撃場においては空気銃及び光線銃以外の種類の銃を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認めるときは、スモールボア・ライフル射撃場において空気銃を使用することができる。

(許可証の携帯等)

第4条 射撃場において射撃を行う者は、銃刀法第7条第1項の許可証を携帯し、指定管理者又はその職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の対象)</p> <p>第 2 条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる<u>対象事業</u>（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第 3 条 各市町村に交付する本交付金の額は、<u>次に掲げる額を合算した額</u>（以下「<u>基準額</u>」という。）以下とする。ただし、<u>対象経費の額に2分の1を乗じて得た額が別表の交付金算出基礎額の欄に定める額を合算した額を超える市町村</u>（以下「<u>調整交付対象市町村</u>」という。）にあつては、<u>基準額に次項に定める調整交付額を加えた額以下とする。</u></p> <p>(1) <u>別表の1の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額</u></p> <p>(2) <u>別表の2の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額</u></p>	<p>(交付金の対象)</p> <p>第 2 条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる<u>事業</u>（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。<u>以下「対象事業」という。</u>）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第 3 条 各市町村に交付する本交付金の額は、<u>次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村</u>（以下「<u>調整交付対象市町村</u>」という。）にあつては、<u>第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</u></p> <p>(1) 対象経費の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>次に掲げる額を合算した額</u>（以下「<u>交付金算出基礎額</u>」という。）</p> <p><u>ア 市にあつては150万円、町村にあつては100万円</u></p> <p><u>イ 予算で定める本交付金の総額から2,100万円を減じた額</u>（以下「<u>事業割額</u>」という。）に100分の25を乗じて得た額に、当該市町村の消防団員の数（その年度の1月1日における数と<u>し、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項に規定する過疎地域の</u></p>

(3) 別表の3の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額

2 調整交付額は、当該調整交付対象市町村における第2号の額を全ての調整交付対象市町村における同号の額の合計額で除して得た割合を第1号の額に乗じて得た額（対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から基準額を減じた額を上限とする。）とする。

(1) 予算で定める本交付金の総額から全ての市町村の基準額の合計額を減じた額

(2) 各調整交付対象市町村における対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から別表の交付金算出基礎額の欄に定める額を合算した額を減じた額

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 略

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の別表の3の項の交付金算出基礎額の欄に定める額の見込額を算出し、その年度の5月末日までに、前条の報告を行った市町村長に通知するものとする。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

市町村（以下「過疎市町村」という。）にあっては、その数に100分の120を乗じて得た数。以下この号において同じ。）を全ての市町村の消防団員の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

ウ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の自主防災組織を構成する世帯の数（その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数。以下この号において同じ。）を全ての市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

エ 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の地縁による団体に係る区域の数（その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数。以下この号において同じ。）を全ての市町村の地縁による団体に係る区域の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額

2 前項ただし書の調整交付額は、当該調整交付対象市町村における第2号の額をすべての調整交付対象市町村における同号の額の合計額で除して得た割合を第1号の額に乗じて得た額（前項第1号の額から同項第2号の額を減じた額を上限とする。）とする。

(1) 予算で定める本交付金の総額から前項本文の規定により各市町村に交付する額の合計額を減じた額

(2) 各調整交付対象市町村における前項第1号の額から同項第2号の額を減じた額

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 略

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の交付金算出基礎額の見込額を算出し、その年度の5月末日までに、前条の報告を行った市町村長に通知するものとする。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付
申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分		交付金算出基礎額等
均等割	東日本 大震災 枠	円
	県民運 動推進 枠	円
略		

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む事業		
県民運動を推進する事業		
地域防災力強化事業	消防団強化事業	
	自主防災組織強化事業	
	住民主体の防災体制構築事業	
合 計		

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付
申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分		交付金算出基礎額等
均等割		円
略		

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
合 計		

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

<p>年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事 業 名</th> <th style="width:40%;">事 業 内 容</th> <th style="width:40%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民運動を推進する事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域防災力強化事業</td> <td>消防団強化事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織強化事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民主体の防災体制構築事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	事 業 名	事 業 内 容	対象事業費	東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む事業			県民運動を推進する事業			地域防災力強化事業	消防団強化事業		自主防災組織強化事業		住民主体の防災体制構築事業		合 計			<p>年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事 業 名</th> <th style="width:40%;">事 業 内 容</th> <th style="width:40%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	事 業 名	事 業 内 容	対象事業費										合 計		
事 業 名	事 業 内 容	対象事業費																																	
東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む事業																																			
県民運動を推進する事業																																			
地域防災力強化事業	消防団強化事業																																		
	自主防災組織強化事業																																		
	住民主体の防災体制構築事業																																		
合 計																																			
事 業 名	事 業 内 容	対象事業費																																	
合 計																																			

第2条 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象事業	交付金算出基礎額
1 東日本大震災の教訓を踏まえ大規模災害に備えて取り組む事業	市にあっては75万円、町村にあっては50万円
2 防災及び危機管理に役立つ行動を住民全体に定着させる運動を推進するために市町村が直接執行する事業（1の項及び3の項に掲げる事業を除く。）	市にあっては75万円、町村にあっては50万円
3 地域の防災力を強化するための補助その他の助成事業並びに施設、設備、資機材等の整備及び配備の事業であって次に掲げるもの (1) 消防団を強化する事業 (2) 自主防災組織を強化する事業 (3) 集落等を単位とする防災体制の構築を推進する事業	次に掲げる額の合計額 (1) 事業割額に100分の25を乗じて得た額に、当該市町村の消防団員の数を全ての市町村の消防団員の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額 (2) 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を全ての市町村の自主防災組織を構成する世帯の数を合計した数で

	除して得た割合を乗じて得た額 (3) 事業割額に100分の35を乗じて得た額に、当該市町村の地縁による団体に係る区域の数を全ての市町村の地縁による団体に係る区域の数を合計した数で除して得た割合を乗じて得た額
--	--

備考

- 1 この表において「事業割額」とは、予算で定める本交付金の総額から2,100万円を減じた額をいう。
- 2 この表において「消防団員の数」は、その年度の1月1日における数とし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項に規定する過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあっては、その数に100分の120を乗じて得た数とする。
- 3 この表において「自主防災組織を構成する世帯の数」は、その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数とする。
- 4 この表において「地縁による団体に係る区域の数」は、その年度の1月1日における数とし、過疎市町村にあっては、その数に100分の110を乗じて得た数とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成26年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成25年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。